

公 告

分任契約担当官
自衛隊熊本地方協力本部長
矢 野 秀 樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえご参加されたい。

1 入札事項

- (1) 件 名： 令和8年度自衛隊熊本地方協力本部八代出張所で使用する電気
- (2) 規格及び予定数量： 仕様書のとおり
- (3) 契約（使用）期間： 令和8年4月1日0000 ～ 令和9年3月31日2400
- (4) 需 要 場 所： 自衛隊熊本地方協力本部八代出張所 熊本県八代市松江町526-3

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域の「物品の販売」の等級が「D」等級以上の資格を有する者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者。
- (8) 環境配慮契約法に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、仕様書に示す条件を満たしている者。
- (9) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RSP法）第8条第1項の勧告を受けていない者。

3 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 入札説明会： 実施しない
- (2) 入札日時： 令和8年2月17日（木） 13時20分～
- (3) 入札場所： 熊本地方合同庁舎A棟1階 記者会見室

4 落札決定方法

- (1) 年間の予定総価による。ただし契約締結は基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。
- (2) 入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額が当部所定の予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘らず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金 : 免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、当該日から契約期間満了日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に、基本料金を加算した額の100分の10以上の額を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2) 入札金額、入札書の氏名及び押印が不鮮明で判別し難い入札
(3) 郵便による参加者の未到着の入札
(4) 電話、FAXによる入札
(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
(6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書作成の要否

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により契約（請）書を作成し提出すること。
(2) 適用する契約条項
「物品売買契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

8 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
(2) 入札参加希望者は、入札期日の前日12時までに資格審査結果通知書（写）、付紙第2に基づく「適合証明書」、特定規模電気事業者を証明する書類を提出（FAX可）し、仕様書を受領すること。
(3) 入札日以前に入札書を直接提出又は郵送する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目を封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きし、入札開始日の前日17時までに送達し、その旨の連絡をすること。なお、再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の為の金額が記入された入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目を封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中（再度入札分）」と朱書きし封入すること。再度入札がなかった場合、開封することなく返送するので入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送すること。
(4) 入札に関する事項について委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
(5) 公告の掲示場所 西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)
自衛隊熊本地方協力本部 陸上自衛隊健軍駐屯地 陸上自衛隊北熊本駐屯地
(6) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
(7) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
(8) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

(9) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟3階

入札及び契約事項に関する事項 自衛隊熊本地方協力本部 総務課会計班 (担当：美吉)

仕様書に関する事項 自衛隊熊本地方協力本部 総務課管理班 (担当：佐藤)

電話番号(会計班・管理班) 096-297-2050 F A X 096-319-5151

作成年月日：令和8年1月30日

令和8年度
自衛隊熊本地方協力本部八代出張所で使用する電気
仕 様 書

自衛隊熊本地方協力本部

仕 様 書

- 1 件 名 令和 8 年度自衛隊熊本地方協力本部八代出張所で使用する電気
- 2 概 要

(1) 需要場所 自衛隊熊本地方協力本部八代出張所（以下、「八代出張所」という。）
熊本県八代市松江町 5 2 6 - 3

(2) 業種及び用途 官公署（国家事務）
- 3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等
仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 を参照。
契約種別及び契約電力（または電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下乙という。）の供給約款により、電気方式や使用形態ごとに決定（または算出）される契約の名称（または値）をいう。

(2) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」 の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 3 0 % 以上とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」 の概要
https://www.there100.org/sites/re100/files/2021_08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約（使用）期間
自 令和 8 年 4 月 1 日 0 0 : 0 0 時
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 時

(4) 使用電力量の計量
使用した電力量の計量は、乙が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の 2 4 : 0 0 時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。
ア 計量装置 普通電力量計
イ 検針方法 遠隔自動検針または訪問検針

(5) 需給地点
需要場所の建物屋側等において、自衛隊熊本地方協力本部（以下甲という。）が設置した電源引込口の電源側接続点

(6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側

- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、乙の供給約款により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 入札価格の算定にあたっては力率100%とし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

八代出張所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	八代出張所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	11kw
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	有

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	300
令和 8 年 5 月分	400
令和 8 年 6 月分	800
令和 8 年 7 月分	1500
令和 8 年 8 月分	1200
令和 8 年 9 月分	1300
令和 8 年 1 0 月分	900
令和 8 年 1 1 月分	500
令和 8 年 1 2 月分	600
令和 9 年 1 月分	1000
令和 9 年 2 月分	1000
令和 9 年 3 月分	1000
合 計	10, 500

使用場所名	八代出張所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C			予定契約電力	10kVA
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	300
令和 8 年 5 月分	300
令和 8 年 6 月分	400
令和 8 年 7 月分	400
令和 8 年 8 月分	300
令和 8 年 9 月分	400
令和 8 年 1 0 月分	400
令和 8 年 1 1 月分	300
令和 8 年 1 2 月分	300
令和 9 年 1 月分	400
令和 9 年 2 月分	400
令和 9 年 3 月分	400
合 計	4, 300

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和7年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和7年度の未利用エネルギー活用状況、③令和7年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和7年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
②令和7年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和7年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊熊本地方協力本部長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 7 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 7 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 7 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 7 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 7 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 7 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和元年度の供給電力量（需要端） (KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 7 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 7 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 7 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和7年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和7年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和7年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和7年度の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和7年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和7年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) ② 令和7年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和7年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和7年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和7年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和7年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和7年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和7年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量	省 略

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	---

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
自衛隊熊本地方協力本部長
矢 野 秀 樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和7年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和7年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和7年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和7年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の 取組		

① ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。